

大杉第二小学校いじめ対策基本方針

1 本校におけるいじめの防止のための基本的な姿勢

- 教育活動全体を通じて、全ての児童一人一人が認められ、満たされているという思いを抱くことができる機会を多く設ける。
- 学校、学級全体にいじめや暴力を許さない雰囲気作り、いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校、学級づくりを目指し、問題行動へは毅然とした対応をする。
- 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童同士の豊かな人間関係を育むために道徳教育や学級指導を充実させる。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係諸機関との連携を深める。
- 都教委との連携による「いじめ実態調査」を実施する。

2 校内指導体制

校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、主幹（教務主任、生活指導主任）、当該学年、養護教諭、人権教育担当、スクールカウンセラー

3 取組

- (1) 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。
- (2) 役割は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。
- (3) いじめを把握し、いじめの相談があった場合には「いじめ対策委員会」を中心として、緊急に会議を開催し、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議し、支援や指導、ケアに当たる。
- (4) 学校評価において、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- (5) 生活指導部を中心として定期的に校内委員会を開き、情報交換をし、本委員会開催の必要性について検討する。

問題事例

生活指導連絡会
(毎週木曜日)

校内委員会
(毎月1回)

- 生活指導部で、報告事例の中から気になることを取り上げる。
- 長期に渡って観察が必要なものかどうか検討する。
- 低・中・高に所属している生活指導部のメンバーが低・中・高で得た情報をもとに話し合い、校内委員会に取り上げてほしい児童をピックアップする。

緊急の場合

いじめ対策委員会(ケース会議)

校内委員会で組織的・長期的に対応しなければならない場合、随時開く。

<メンバー>

校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、主幹(教務主任、生活指導主任)、当該学年、養護教諭、人権教育担当、スクールカウンセラー

生活指導全体会

教員全体の情報共有(研修を含む。)